

令和5年10月1日から 大規模な行為の届出にかかる みどりの基準を一部変更します。



宅地分譲を目的とした開発事業は、
各宅地に対して10%以上を目標とします。

届出者（開発事業者）の方へ

分譲地を購入された方に土地を販売するとき、重要事項説明書にみどりの目標値について明記する等、宅地にみどりを確保するよう促してください。

また、法面のみどり等風景基準に沿った計画を実施ください。

宅地を購入された方へ

宅地10%にみどり確保するよう努めてください。

みどりの計算については、裏面を確認ください。

みどりの面積の算出方法

種類	計算方法
中高木	$(\text{高さ} \times 1/2)^2 \times 3.14$ (成長時の高さ)
低木及び芝生	幅×延長
生垣及びフェンス緑化	延長×高さ
壁面緑化	緑化想定面積 (施工方法による)
屋上緑化	幅×延長
コンテナ等の植栽	縦×横

加算等

道路境界より民有地側 5 m以内に植栽する場合	2 倍
道路境界より民有地側に幅 1 m以上の空地を確保して、空地境より民有地側 5 m以内に植栽する場合	2 倍
道路境界より民有地側にオープンスペース (※4) を設けて、その中に植栽する場合 (一体利用されるオープンスペース内の植栽)	3 倍
平均地盤面の標高が 1 2 0 mを超える敷地の場合で、風景づくり重点区域への高木植栽及び既存の高木を残す場合	3 倍
低木及び芝生等にあわせて同一の植栽ます等に高木を植栽する場合＝高木の面積を植栽ますのみどりの面積に加算	
池等と一体化した植栽については、池の面積 (実面積) もみどりの面積に加算 ※内庭は除く	